- ・福岡県外の公立学校在籍者用
- ・国立高等専門学校等在籍者用

~高校生等奨学給付金のお知らせ~ (返還の必要はありません。)

福岡県

福岡県では、国の制度を活用して、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、<u>生活保護(生業扶助)受給世帯</u>又は、<u>道府県民税所得割額及び市町村民税得割額が非課税である世帯</u>に対し、授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、PTA会費、入学学用品費等)への支援を行うために、高校生等奨学給付金を支給しています。

支給の回数は、1人の高校生等に年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、高等学校等の専攻科に通う高校生等は2回(修業年限が1年の場合は1回))が上限です。

■対象となる世帯は・・・?

令和4年7月1日現在次の全てに該当する世帯

- (1)生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が 非課税の世帯である。 ※ この奨学給付金は、<u>生活保護の収入認定から除外</u>されます。
- (2)保護者(親権者)が福岡県内に住所を有すること。
 - ※ 保護者が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- (3)生徒が高等学校等に在学していること。
 - ※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・ 高等学校等専攻科等のこと(特別支援学校の高等部は含まれません。)です。

■生徒1人あたりの支給額は・・・?

令和4年7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき次の金額が支給されます。

| 世帯区分 | 生徒区分 | | 給付額(国公立) |
|--|---------------------------|--|----------|
| 生活保護 (生業扶助) 受給世帯 | 全日制・定時制・通信制に在籍する者 | | 32,300円 |
| 道府県民税所 得割額及び市 町村民税所得 割額が非課税 世帯 | 全日制・ 定時制に 在籍する 者 | ・高校生等が2人以上いる世帯の1人目 の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹が <u>いない</u> 世帯 の高校生等 | 114,100円 |
| | | ・高校生等が2人以上いる世帯の2人目 の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の 扶養されている兄弟姉妹が <u>いる</u> 世帯 の高校生等 | 143,700円 |
| | 通信制、専攻科に在籍する者 | | 50,500円 |

※新入生前倒し給付を支給された方は、上記支給額から前倒し給付額を差し引いた額を支給します。

■奨学給付金の支給を受けるには・・・?

令和4年7月以降に、在籍する学校から申請の案内があるか、本県ホームページより申請書等 をダウンロードしていただき、申請を行ってください。

なお、ご家庭の状況に変更があった場合(保護者等の状況の変更、税の更正による税額の変更 など)はさかのぼって金額の追給や返納が生じる可能性がありますので、すぐに下記問い合わせ までご連絡ください。

問合せ先:福岡県教育庁教育総務部財務課 TEL 092(643)3866